

改正

平成8年12月25日規則第43号
平成10年1月29日規則第4号
平成10年4月28日規則第24号
平成10年7月10日規則第32号
平成10年12月22日規則第51号
平成10年12月28日規則第54号
平成11年6月28日規則第39号
平成13年7月30日規則第23号
平成13年12月28日規則第31号
平成14年9月27日規則第40号
平成16年3月29日規則第17号
平成17年3月30日規則第35号
平成18年6月29日規則第60号
平成18年9月29日規則第78号
平成18年12月27日規則第102号
平成19年3月15日規則第9号
平成22年6月24日規則第34号
平成24年3月30日規則第20号
平成26年6月10日規則第36号
平成29年12月27日規則第49号

大和市小児医療費助成条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大和市小児医療費助成条例（平成7年大和市条例第13号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(医療保険各法)

第2条 条例第3条第1項に規定する規則で定める法律は、次に掲げるものとする。

(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）

- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

（所得の限度額）

第3条 条例第3条第2項に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 扶養親族等及び扶養親族等でない児童がない場合 5,320,000円
- (2) 扶養親族等又は扶養親族等でない児童がある場合 5,320,000円に当該扶養親族等又は扶養親族等でない児童1人につき380,000円（当該扶養親族等が所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。以下この号において同じ。）又は老人扶養親族であるときは、当該同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき440,000円）を加算した額

（所得の範囲）

第4条 条例第3条第3項に規定する所得の範囲は、地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とする。

（所得の額の計算方法）

第5条 条例第3条第3項に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税に係る地方税法第313条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第12項に規定する条約適用配当等の額の金額の合計額から80,000円を控除した額とする。

2 前項に規定する市町村民税につき、次の各号に掲げる控除を受けた者については、当該各号に掲げる額を同項の規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとする。

- (1) 地方税法第314条の2第1項第1号、第2号又は第4号に規定する控除 当該雑損控除額、医療費控除額又は小規模企業共済等掛金控除額に相当する額
- (2) 地方税法第314条の2第1項第6号に規定する控除 その控除の対象となった障害者1人

につき270,000円（当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合には、400,000円）

(3) 地方税法第314条の2第1項第8号に規定する控除 270,000円（当該控除を受けた者が同条第3項に規定する寡婦である場合には、350,000円）

(4) 地方税法第314条の2第1項第9号に規定する控除 270,000円

（助成から控除される額）

第6条 条例第4条に規定する規則で定める額は、次に掲げる額とする。

(1) 医療保険各法（条例第3条第1項に規定する医療保険各法をいう。以下同じ。）の規定により定めた規約、定款、運営規則等で当該法令に規定する保険給付に併せて、これに準ずる給付を行う旨を定めた場合には、その規定により医療に関する給付を受けることができる額

(2) 他の法令等の規定により医療に関する給付を受けることができる場合の当該給付の限度額

(3) 健康保険法第85条第2項に規定する食事療養標準負担額及び同法第85条の2第2項に規定する生活療養標準負担額

（助成の方法の特例）

第7条 条例第5条第2項に規定する特別の理由とは、次の各号のいずれかに掲げる場合をいう。

(1) 医療保険各法により小児に係る療養費又は家族療養費が支給されたとき。

(2) 前号に規定する場合のほか、市長が特別に必要があると認めたとき。

2 条例第5条第2項の規定により医療費の助成を受けようとする対象者は、小児医療費助成申請書により市長に申請しなければならない。

3 前項の申請には第1項第1号の療養費又は家族療養費の支給を証する書類を添付しなければならない。

4 市長は、第2項の申請書を受領したときは、内容を審査してその適否を決定し、小児医療費助成支給決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

（医療証の交付申請等）

第8条 条例第6条の規定による申請は、小児医療費助成事業医療証交付申請書に、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

(1) 養育されている小児が医療保険各法による被扶養者（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による場合には、被保険者）であることを証する書類

(2) 対象者の前年（養育している小児の誕生日が1月1日から6月30日までの間にある場合は、前々年）の所得の状況を証する書類

2 市長は、前項の申請があった場合において、条例第3条に規定する対象者と決定したときは医

療証を交付し、同条に規定する対象者でないと決定したときは小児医療証の交付に係る非該当通知により通知する。

(医療証の有効期限)

第9条 医療証の有効期限は、当該小児の次に到来する誕生日の属する月の末日までとする。ただし、誕生日が月の初日である者にあつては次に到来する誕生日の属する月の前月の末日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、中学校等の第3学年に在籍する児童の医療証の有効期限は、当該児童が満15歳に達する日以後の最初の3月31日までとする。ただし、中学校等の卒業月の末日(中学校等の卒業月の末日以前から卒業月の翌月の初日以後も引き続き入院している場合には、その退院の日)が満18歳に達する日の属する月の末日を経過している場合には、同日までとする。

(医療証の再交付)

第10条 対象者は、医療証を破損し、汚損し、又は紛失したときは、小児医療費助成事業医療証再交付申請書により、市長に医療証の再交付を申請することができる。

2 医療証を破損し、又は汚損したときの前項の申請には、その医療証を添えなければならない。

3 対象者は、医療証の再交付を受けた後において、紛失した医療証を発見したときは、速やかに発見した医療証を市長に返還しなければならない。

(医療証の返還)

第11条 対象者は、その資格を喪失したときは、速やかに医療証を市長に返還しなければならない。

(届出)

第12条 条例第7条の規定による届出は、小児医療費助成事業申請事項変更届に医療証を添えて行わなければならない。

2 前項に規定する届出がない場合においても、市長が公簿等によって対象者の住所、氏名等の変更又は受給資格の喪失を確認したときは、前項に規定する届出があつたものとみなす。

(添付書類の省略)

第13条 市長は、この規則に規定する申請書の添付書類により証明すべき事項を公簿等により確認することができる場合には、当該添付書類を省略することができる。

(様式)

第14条 この規則で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(その他)

第15条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成7年10月1日から施行する。ただし、第10条及び第11条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年規則第43号）

この規則は、平成9年1月1日から施行する。ただし、第10条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年規則第4号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年規則第24号）

- 1 この規則は、平成11年1月1日から施行する。ただし、第6条第1号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に調製されている用紙が残存する間は、必要な補正をして引き続き使用することができる。

附 則（平成10年規則第32号）

改正

平成10年12月22日規則第51号

平成10年12月28日規則第54号

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第3条の規定は、平成10年7月1日以後に医療に関する給付が行われる小児（乳児及び1歳児を除く。以下同じ。）及び満1歳に達した日の翌日が同日以後となる1歳児を養育している者の所得について適用し、同日前に医療に関する給付が行われる小児及び満1歳に達した日の翌日が同日前となる1歳児を養育している者の所得については、なお従前の例による。

附 則（平成10年規則第51号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年規則第54号）

この規則は、平成11年1月1日から施行する。

附 則（平成11年規則第39号）

- 1 この規則は、平成11年7月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条の規定は、平成11年7月1日以後に医療に関する給付が行われる小児（乳児及

び1歳児を除く。以下同じ。)及び満1歳に達した日の翌日が平成11年7月1日以後となる1歳児を養育している者の所得について適用し、同日前に医療に関する給付が行われる小児及び満1歳に達した日の翌日が平成11年7月1日前となる1歳児を養育している者の所得については、なお従前の例による。

附 則 (平成13年規則第23号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第3条の規定は、平成13年7月1日以後に医療に関する給付が行われる小児(乳児及び1歳児を除く。以下同じ。)及び満1歳に達した日の翌日が同日以後となる1歳児を養育している者の所得について適用し、同日前に医療に関する給付が行われる小児及び満1歳に達した日の翌日が同日前となる1歳児を養育している者の所得については、なお従前の例による。

附 則 (平成13年規則第31号)

この規則は、平成14年1月1日から施行する。

附 則 (平成14年規則第40号)

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則 (平成16年規則第17号)

この規則は、平成16年7月1日から施行する。

附 則 (平成17年規則第35号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年規則第60号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の第3条の規定は、施行日以後に医療に関する給付が行われる小児(乳児及び1歳児を除く。以下同じ。)及び満1歳に達した日の翌日が施行日以後となる1歳児を養育している者の所得について適用し、施行日前に医療に関する給付が行われる小児及び満1歳に達した日の翌日が施行日前となる1歳児を養育している者の所得については、なお従前の例による。

附 則 (平成18年規則第78号)

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則 (平成18年規則第102号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は平成19年7月1日から施行する。

附 則（平成22年規則第34号）

この規則は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成24年規則第20号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年6月10日規則第36号）

この規則は、平成26年7月1日から施行する。

附 則（平成29年12月27日規則第49号）

この規則は、平成30年1月1日から施行する。

別表（第14条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	小児医療費助成申請書	第7条
第2号様式	小児医療費助成支給決定通知書	第7条
第3号様式	小児医療費助成事業医療証交付申請書	第8条
第4号様式	医療証	第8条から第12条まで
第5号様式	小児医療証の交付に係る非該当通知	第8条
第6号様式	小児医療費助成事業医療証再交付申請書	第10条
第7号様式	小児医療費助成事業申請事項変更届	第12条